

「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の 一部を改正する政令案」について

平成21年2月11日
国土交通省

I. 概要

景気が急速に悪化し、企業の資金繰りが厳しくなっている中で、民間都市開発事業の立ち上げを下支えすることにより、地域社会における都市の健全な発展を図るため、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）の業務に係る地域要件を緩和する特例を延長するものである。

II. 内容

機構が、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）第4条第1項第1号の規定に基づき、民間都市開発事業の施行に要する費用の一部を負担して、当該事業に参加することができる地域及び同項第2号の規定に基づき、民間都市開発事業を施行する者に対し、日本政策投資銀行等を通じて、長期かつ低利の資金融通を行うことができる地域の要件は、同法施行令（昭和62年政令275号）第3条の規定により、①三大都市（東京23区、大阪市、名古屋市の旧市街地）以外の区域、かつ、②市街化区域、区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている土地の区域に限る。）、港湾区域又は臨港区域（都市計画区域及び都市計画区域以外の双方）に該当する地域とされているが、同法施行令附則第1条の3第1項において、平成21年3月31日までの間は、当該規定にかかわらず、上記①の要件を適用しないものとする特例が講じられている。

本政令案は、景気が急速に悪化し、企業の資金繰りが厳しくなっている中で、民間都市開発事業の立ち上げを引き続き支援することにより、地域社会における都市の健全な発展を図るため、上記の特例を平成24年3月31日まで3年間延長するほか、所要の特例措置を講じるものである。